

# 長崎県立大学授業評価に関する規程

〔平成25年4月1日〕  
規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学（以下、「本学」という。）において実施する学生による授業評価（以下「授業評価」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 授業評価を通して、授業担当教員が授業の改善・工夫を図り、本学の教育活動の質の向上に資することを目的とする。

(実施時期)

第3条 授業評価は、学期毎に実施する。

(実施対象科目)

第4条 授業評価は、長崎県立大学学則第30条に基づき開講されるすべての科目を対象とする。

(実施方法)

第5条 授業評価は、科目毎のアンケート方式で実施する。

(活用)

第6条 授業担当教員は、授業評価の結果を踏まえ点検報告書を作成するとともに、授業の改善・工夫のためにそれを活用する。

2 学長は、授業評価の結果を教員評価に活用することができる。

(公開)

第7条 授業評価の結果は、学部別及び学科別に集計した上で必要な分析を実施し、本学公式ホームページ上で公開する。

2 科目別の授業評価の結果は、学内限定の公開とする。

(実施担当)

第8条 授業評価の実施担当は、教育開発センターとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、授業評価の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。